

入札参加停止措置について

<p>業者名 (所在地)</p>	<p>・関西電力㈱：大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 ・中部電力ミライズ㈱：愛知県名古屋市中区東新町1</p>						
<p>停止期間</p>	<p>・関西電力㈱：令和5年4月26日～令和5年9月9日（4.5か月） ・中部電力ミライズ㈱：令和5年4月26日～令和6年1月25日（9か月） ※関西電力㈱は舞鶴市入札参加停止に関する要綱第5条第3項を適用。</p>						
<p>停止措置の理由</p>	<p>公正取引委員会は令和5年3月30日、関西電力㈱に違反の認定を、中部電力ミライズ㈱に違反の認定及び排除措置命令、課徴金納付命令を行った。</p> <table border="1" data-bbox="491 750 1417 1041"> <tr> <td>業者名</td> <td>違反があったと認定された電気供給業務</td> </tr> <tr> <td>関西電力㈱</td> <td>①中部電力管内（※1）又は関西電力管内に所在する大口顧客（※2）に対して小売供給を行う電気 ②中国電力管内又は関西電力管内に所在する相對顧客（※3）及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気 ③九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気</td> </tr> <tr> <td>中部電力ミライズ㈱</td> <td>上記①と同じ</td> </tr> </table> <p>（※1）「管内」とは、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づき、一般電気事業を営むことについて許可されていた旧一般電気事業者の供給区域をいう。 （※2）「大口顧客」とは、特別高圧需要又は高圧大口需要に係る電気の利用者（官公庁等を除く。）をいう。 （※3）「相對顧客」とは、特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電気の利用者（官公庁等を除く。）をいう。</p>	業者名	違反があったと認定された電気供給業務	関西電力㈱	①中部電力管内（※1）又は関西電力管内に所在する大口顧客（※2）に対して小売供給を行う電気 ②中国電力管内又は関西電力管内に所在する相對顧客（※3）及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気 ③九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気	中部電力ミライズ㈱	上記①と同じ
業者名	違反があったと認定された電気供給業務						
関西電力㈱	①中部電力管内（※1）又は関西電力管内に所在する大口顧客（※2）に対して小売供給を行う電気 ②中国電力管内又は関西電力管内に所在する相對顧客（※3）及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気 ③九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気						
中部電力ミライズ㈱	上記①と同じ						
<p>措置要件</p>	<p>○舞鶴市入札参加停止に関する要綱（抜粋） （入札参加停止等） （入札参加停止等） 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 （入札参加停止の期間の特例） 第5条 有資格者が1の事案により別表第1又は別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって入札参加停止の期間とする。 3 有資格者が別表第2の4の項に規定する措置要件に該当することとなった場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときにおける入札参加停止の期間は、同項に定める期間の2分の1の期間とする。 別表第2 4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (2) 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。 ウ 府外工事等における違反 9月</p>						

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp

入札参加停止措置について

<p>業者名 (所在地)</p>	<p>・アルフレッサ(株)：東京都千代田区内神田一丁目 12-1</p>
<p>停止期間</p>	<p>令和5年4月26日～令和5年9月9日</p>
<p>停止措置の理由</p>	<p>上記の者は、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院における医薬品の調達業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を令和5年3月24日付で公正取引委員会から受けた。</p>
<p>措置要件</p>	<p>○舞鶴市入札参加停止に関する要綱（抜粋） （入札参加停止等） 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 （入札参加停止の期間の特例） 第5条 有資格者が1の事案により別表第1又は別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって入札参加停止の期間とする。 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表第1又は別表第2に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36月を超えないものとする。 （2）別表第2の1の項から7の項までに規定する措置要件に該当することとなった日から遡り、3年以内にこれらの項に規定する措置要件に係る入札参加停止の期間があるとき。 3 有資格者が別表第2の4の項に規定する措置要件に該当することとなった場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときにおける入札参加停止の期間は、同項に定める期間の2分の1の期間とする。 別表第2(第3条、第5条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準 4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （2）公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。 ウ 府外工事等における違反 9月 ○舞鶴市入札参加停止に関する要綱運用基準（抜粋） （加重措置の対象としない場合） 第12条 2回目の事由による入札参加停止において、有資格者が要綱別表各号の措置要件に該当することとなった基の事実又は行為が、1回目の入札参加停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。</p>

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp